

潟上市建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札実施要綱

令和3年10月1日

告示第189号

(目的)

第1条 この告示は、潟上市が発注する建設コンサルタント業務等について、一定の資格要件を満たした者による一般競争入札方式（以下「条件付き一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 条件付き一般競争入札の適用対象業務は、次に掲げる業務であって、競争入札に付するもののうち、潟上市建設工事入札制度実施要綱（平成17年潟上市告示第8号。以下「入札制度実施要綱」という。）第13条に規定する入札審査会（以下「入札審査会」という。）又は市長が必要と認めるものとする。

- (1) 測量業務
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 環境調査業務

(入札の公告)

第3条 条件付き一般競争入札の公告は、秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の入札情報サービス又は市ホームページにおいて掲示することにより行う。

(入札参加資格)

第4条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該業務に対応する業種について、潟上市有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、潟上市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成17年潟上市訓令第26号）に基づく資格停止の措置

置又は秋田県建設工事入札参加者指名停止基準（平成16年9月13日付け監－848）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 潟上市税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

(6) 潟上市公共事業電子入札運用基準（平成28年潟上市告示第115号。以下「電子入札運用基準」という。）第3に基づく利用者登録を行っていること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項各号に定めるもののほか、入札参加資格として次の事項に係る要件を定めることができる。

(1) 当該業務に対応する業種に係る潟上市建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成27年潟上市告示第39号）第4条の規定による登録（以下「法定登録」という。）を有する部門又は業務

(2) 本店又は営業所の所在地

(3) 当該業務と同種又は類似業務の実績

(4) 当該業務における配置予定技術者の資格及び業務経歴

(5) その他当該業務に関して必要と認められる事項

（入札参加資格の決定）

第5条 業種ごとに定める入札参加資格は、入札審査会の審議を経て決定する。

（設計図書等の閲覧等）

第6条 仕様書、図面及び金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスにより行う。

2 設計図書等に対する質問及び回答は、電子入札システムにより行うものとし、市長は、質問の受付及び回答の期限を公告において明らかにするものとする。

3 現場説明会は、原則として行わない。

（入札参加資格の確認申請）

第7条 市長は、入札参加者が入札参加資格を有することを確認するため、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる書類（第2号から第5号までの書類については、公告において提出を求めた場合に限る。）（以下「確認申請書等」という。）を入札前の所定の期限までに提出させるものとする。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 法定登録に係る通知の写し
- (3) 同種又は類似業務の実績（様式第2号）及びその添付書類
- (4) 配置予定技術者の資格・業務経歴等（様式第3号）、会社の所属技術者（測量士及び測量士補）名簿（様式第3号の2）及びその添付書類
- (5) その他市長が特に必要と認める資料

2 確認申請書等は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、電子入札運用基準第8の規定により紙入札方式によることを認めた場合又は公告において紙入札方式で実施するとした場合にあっては、持参等により提出させることができる。

3 確認申請書等を既に提出した者が、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を提出させ、開札後にあってはその旨を速やかに報告させるものとする。

（入札保証金）

第8条 市長は、入札保証金については、公告において明らかにするものとする。

（見積内訳明細書の提出）

第9条 入札書の提出に当たっては、見積内訳明細書を併せて提出させるものとする。

2 見積内訳明細書の提出方法については、入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては、潟上市入札時における見積内訳明細書の取扱要領（平成27年潟上市告示第41号）によるものとする。

（入札の執行）

第10条 入札書は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、電子入札運用基準第8又は第9の規定により紙入札方式によることを認めた場合又は公告において紙入札方式で実施するとした場合にあっては、持参により提出させることができる。この場合において、入札書を持参し提出した者については、開札に立ち合わせるものとする。

2 入札執行回数は、1回とする。ただし、予定価格の事前公表を行わない場合にあっては、2回までとする。

3 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする。

（入札の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札

- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者のした入札）
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
（落札者の決定方法）

第12条 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。

- 2 電子入札システムにより入札した場合で、前項の規定に該当する者が2人以上あるときは、電子入札運用基準第15に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。また、紙入札方式により入札した場合で、前項の規定に該当する者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定しなければならない。この場合において、初めにくじにより落札者を決定するくじを引く順番を決め、次にその順番で落札者を決定するくじを引かせなければならない。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせなければならない。
- 3 入札執行者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、入札参加資格の有無を決定する。
- 4 前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。
 - (1) 落札候補者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 - (2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき。

5 第3項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であって、次条に定める手続を経て当該決定が確定したとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は、第2項の方法により決定された最上位者。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は、当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、前2項の確認等を行うものとする。

6 落札者が決定するまで、前3項の手続を繰り返すものとする。

（入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等）

第13条 前条第3項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、市長は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号）を速やかに送付する。

2 前項に規定する通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（潟上市の休日（以下「休日」という。）を定める条例（平成17年潟上市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、市長に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、市長は、公告及び前項に規定する通知においてその旨を教示するものとする。

3 前項に規定する期限内に説明の請求があったときは、市長は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、入札審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項規定により通知された決定を取り消す旨を明らかにするものとする。

5 第2項に規定する期限までに説明の請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第3項の規定に基づく決定は確定するものとする。

（落札決定後の書類提出等）

第14条 落札者が決定したときは、市長は、落札者に対し、潟上市税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出させるものとする。

2 落札者が他の業務の入札において先に落札者となったことにより確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置することができなくなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。

3 前項の規定によるほか、落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、市長は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。

4 前2項に掲げる事項については、公告において明らかにするものとする。

(その他)

第15条 この告示に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日告示第36号）抄

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月11日告示第229号）抄

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

潟上市長 様

住 所
商号又は名称
氏 名

競争入札参加資格確認申請書

潟上市が調達する次の案件の請負契約に係る条件付き一般競争入札への参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立て中でないこと、潟上市税に滞納がないこと、社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと（適用除外事業所を除く。）、及び添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

1. 委託業務名

2. 業務番号

様式第2号（第7条関係）

同種又は類似業務の実績

商号又は名称

担当者

TEL

業務名	発注者名	施工場所 (1)市町村名 (2)施工地名	契約金額 (単位：円)	施工年度、期間 (月数)	受注形態 (JVの場合出資 比率)	業務の概要 条件に関連する業務種別、工法、施工 数量を記載のこと	TECRIS (1)登録の有無 (2)登録番号
		(1) (2)		年度 年 月～ 年 月 (月)	単体・J V (%)		登録：有・無 番号：
		(1) (2)		年度 年 月～ 年 月 (月)	単体・J V (%)		登録：有・無 番号：
		(1) (2)		年度 年 月～ 年 月 (月)	単体・J V (%)		登録：有・無 番号：

- 1 入札参加資格とされている同種又は類似業務に該当する主要な業務の実績について、的確に判断できるよう具体的に記載すること。
- 2 複数の業務を記載する場合は、潟上市発注業務、それ以外の公共、民間業務の順に記載すること。
- 3 記載した業務の請負契約書及び設計図書等（金抜き設計書、設計図面、特記仕様書等で同種業務であることが確認できる資料）の写しを必ず添付すること。
- 4 J Vで施工した工事については、出資比率20％以上の場合のみ施工実績として認めるので、協定書の写しを添付すること。

様式第3号（第7条関係）

配置予定技術者の資格・業務経歴等

商号又は名称

担当者TEL

1. 配置予定技術者の氏名、資格、業務経歴等

配置予定の 立場 ・管理 ・照査 ・担当	氏 名	保有する資格 ・法令による資格 の名称、取得部門 分野、登録番号、 取得年月日	業 務 経 歴 (過去に従事した同種業務の内容等)						
			業務名	発注者名	施工場所 (市町村名)	契約金額 (単位：円)	施工年度 工期（月数）	従事役職	業務概要 業務内容を記載 のこと
							年度 年 月～ 年 月 (月)		
							年度 年 月～ 年 月 (月)		
							年度 年 月～ 年 月 (月)		

- 1 技術者の候補が複数いる場合は、全て記載できるものであること。
- 2 資格については、資格を証する書面の写しを添付すること。
- 3 被保険者であることを証する書類又は直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類の写しを添付すること。
- 4 記載した技術者について、他に入札参加資格確認申請中の潟上市発注業務がある場合は、申請中の業務の名称等を記載すること。
- 5 「業務経歴」欄には、入札公告において同種業務の業務経歴が入札参加資格とされている場合のみ記載すること。
- 6 複数の業務を記載する場合は、潟上市発注、それ以外の公共、民間発注業務の順に記載すること。
- 7 「従事役職」欄には、主任技術者又は監理技術者の役職名を記載し、現場での技術的な関わりが判断できる資料を添付すること。

様式第3号の2（第7条関係）

会社の所属技術者（測量士及び測量士補）名簿

商号又は名称 _____

担当者 _____ TEL _____

測量士補の数： _____ 名 測量士補の数： _____ 名 合計： _____ 名

	事業所名 (本支店・営業所名)	資格名 (測量士・測量士補)	氏 名	住 所	資格登録番号、 取得年月日等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

- 1 測量業務において会社と雇用関係にある技術者の数が入札参加資格要件になっている場合に提出すること。
- 2 技術者名簿の作成基準日は確認申請等の申請の日とすること。
- 3 名簿は本支店又は営業所ごとに記載すること。（記載欄が不足の場合は適宜追加すること。）
- 4 資格を証する書面の写しを添付すること。
- 5 被保険者であることを証する書類又は直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類の写しを添付すること。なお、社会保険適用除外事務所等の場合は、被保険者であることを証する書類に替えて、測量士（又は測量士補）名簿記載事項証明書（国土地理院発行）の写しとすること。

様式第4号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

潟上市長

競争入札参加資格確認結果通知書

さきに申請のあった条件付き一般競争入札への参加資格について、次のとおり確認しましたので、通知します。

なお、資格なしとした理由について説明を求めることができますので、説明を求める場合は、年 月 日までに潟上市長あて説明を求める旨及び説明を求める事項を記載した書面を提出してください。

1. 委託業務名（委託番号）
2. 競争入札参加資格 なし
3. 資格なしとした理由